

III 平成30年発生災害の改良復旧事業

1 改良復旧事業

改良復旧事業は、被災箇所の災害復旧（原形復旧）のみでは、維持上、公益上、十分な効果が得られない場合に、未災箇所を含む一連の区間について、再度災害の防止と構造物の強化等を図るために実施する事業である。

改良復旧事業には、全額災害復旧事業費で改良復旧まで行う「一定災」と、災害復旧費に改良費を加え、一定区間を改良復旧する「災害復旧助成事業」「河川等災害関連事業」「特定小川災害関連環境再生事業」、全額改良費で実施される「河川等災害関連特別対策事業」がある。

- ・平成30年発生災害の改良復旧事業 該当なし